

四国中央市入札契約事務に係る不当要求行為等対応要綱

令和4年6月29日

訓令第20号

(目的)

第1条 この訓令は、市が発注する建設工事等における入札契約事務に関し、職員が不当要求行為等を受けた場合の対応について必要な事項を定めることにより、職員の公正な職務の執行を確保し、もって入札契約事務の公正性及び透明性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等 建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいい、関連する調査、測量及び設計に係る業務を含む。)、製造の請負、物品の購入(物品の修繕及び印刷製本を含む。)及び業務委託をいう。

(2) 入札契約事務 市が発注する建設工事等における設計書及び仕様書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定その他入札及び契約に関連する事務をいう。

(3) 不当な情報提供要求 次に掲げる情報であって、公表されていないものを提供するよう職員に対して要求する行為をいう。

ア 入札に参加する予定の者の数及びその名称

イ 予定価格

ウ 設計金額(積算の基準となるものを含む。)

エ 四国中央市契約規則(平成16年四国中央市規則第50号)第22条の3第1項に規定する最低制限価格

オ 四国中央市低入札価格調査実施要綱(平成24年四国中央市告示第136号)第3条第1項に規定する調査基準価格

カ 四国中央市低入札価格調査実施要綱別表に規定する失格判断基準

キ アからカまでに掲げるもののほか、入札契約事務に関する秘密に属する情報

(4) 不当な働きかけ 公正な入札又は公正な入札契約事務を害すると認められる行為を職員に要求する行為をいう。

(5) 不当要求行為等 不当な情報提供要求及び不当な働きかけをいう。

(不当要求行為等への対応)

第3条 職員は、不当要求行為等があったときは、これを拒否する等毅然とした態度で対応し、速やかに所属長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた所属長は、入札契約事務に係る不当要求行為等に関する報告書(別記様式)により、契約担当課長に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告を受けた契約担当課長は、四国中央市公正入札調査委員会要綱(平成16年四国中央市訓令第43号)第1条に規定する四国中央市公正入札調査委員会に報告しなければならない。

(その他)

第4条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

